

平成25年(ワ)第9521号、第12947号

直送済

平成26年(ワ)第2109号、平成28年(ワ)第2098号、第7630号
損害賠償請求事件

原 告 原告1 外

被 告 東京電力ホールディングス株式会社 外1名

被告東京電力共通準備書面(46)

(避難指示区域内の状況)

令和7年9月11日

大阪地方裁判所 第22民事部 合議2係 御中

被告東京電力ホールディングス株式会社訴訟代理人

弁 護 士 棚 村 友 博



同 岡 内 真 哉



同 永 岡 秀 一



同復代理人弁護士 壺 阪 明 宏



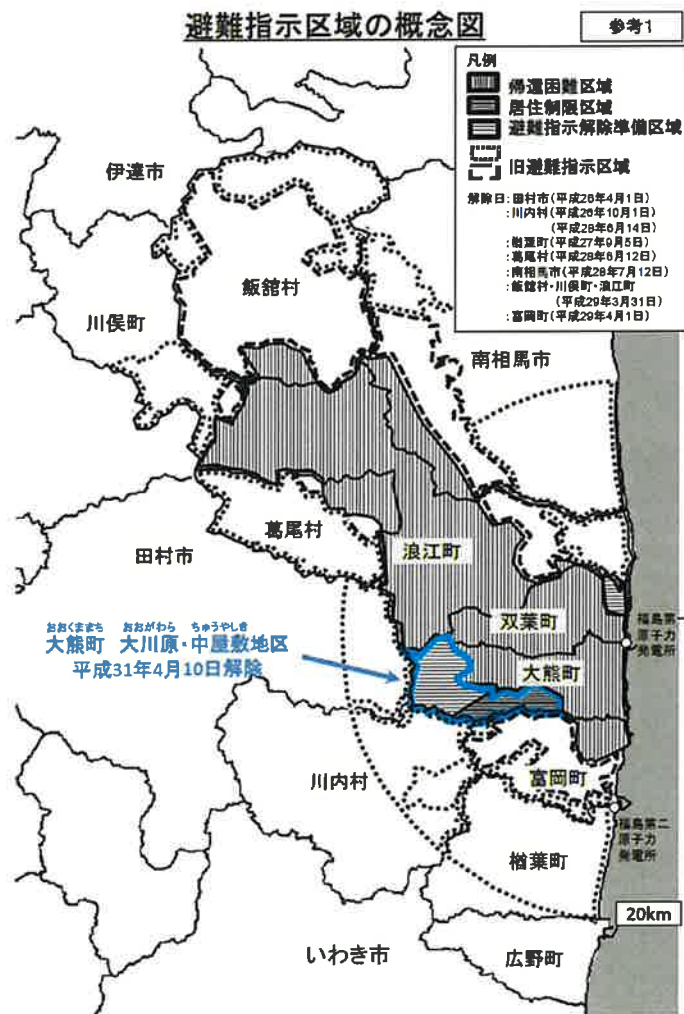
目 次

第1	はじめに	3
第2	避難指示について	5
1	避難指示解除の要件	5
2	避難指示区域内において許容されている活動等.....	5
(1)	避難指示解除準備区域	5
(2)	居住制限区域	7
(3)	帰還困難区域	8
第3	浪江町	8
1	避難指示区域の指定状況	8
2	特定復興再生拠点区域の設定	8
3	空間放射線量の状況	9
4	除染の状況	9
5	活動再開の状況	10
第4	富岡町	12
1	避難指示区域の指定状況	12
2	特定復興再生拠点区域の設定	12
3	空間放射線量の状況	13
4	除染の状況	13
5	活動再開の状況	13
第5	米の作付等の状況	17
第6	結論	19

第1 はじめに

本準備書面においては、避難指示区域内の状況について事実関係を整理するものである。なお、避難指示区域とは、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示解除準備区域を指すが、帰還困難区域並びに大熊町及び双葉町を除いて、平成29年4月1日までに避難指示は解除されている。

政府による避難指示等に基づく避難指示等対象区域の変遷については、被告東京電力準備書面（9）の第3で述べたとおりであり、その後、以下の概念図のとおり、大熊町において設定された居住制限区域及び避難指示解除準備区域の避難指示が平成31年4月10日に、また、双葉町に設定されていた避難指示解除準備区域の避難指示が令和2年3月4日にそれぞれ解除されている。





以下では、まず、避難指示について解除要件及び避難指示解除区域において許容されている活動について後記第2において説明する。

次に、世帯番号3（ただし、原告番号3－2、同3－3のみ）及び世帯番号18が本件事故時に居住していた浪江町（世帯番号3は帰還困難区域、同18は避難指示解除準備区域）と、同81が本件事故時に居住していた富岡町（居住制限区域）について、避難指示の指定及び解除の状況並びに活動再開の状況を後記第3及び同4において説明する。

なお、世帯番号40は、本件事故時、楢葉町（避難指示解除準備区域）に居住していたが、取下げ予定とのことであるため、同町については説明しない。

最後に第5において米の作付等の状況について説明する。

第2 避難指示について

1 避難指示解除の要件

政府による避難指示の解除(=避難指示解除準備区域の指定の解除)の要件は、平成23年12月26日に公表されている原子力災害対策本部の考え方によれば、「電気、ガス、上下水道、主要交通網、通信など日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などの生活関連サービスがおおむね復旧し、子どもの生活環境を中心とする除染作業が十分に進捗した段階で、県、市町村、住民との十分な協議を踏まえ、避難指示を解除する」とされている(甲D共37の8頁、乙D共87の2の7頁参照)。

避難指示解除準備区域は「年間積算線量20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域」とされ(甲D共37の8頁)、放射線量の水準は低減していると解される地域であり、その上で、除染、インフラ復旧等の復旧・復興のための支援策を迅速に実施することにより、一日も早い住民の帰還を目指すものとされている(同)。

また、居住制限区域についても、計画的に除染を実施し、住民が受ける年間積算線量が20ミリシーベルト以下であることが確実であることが確認された場合には、避難指示解除準備区域に移行することが予定されている。

2 避難指示区域内において許容されている活動等

避難指示区域内で実施することができる活動及びできない活動等を整理すると、以下のとおりである(乙D共88)。

(1) 避難指示解除準備区域

避難指示解除準備区域においては、以下の活動を行うことができる(ただし、

一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。なお、第1で述べたとおり、令和2年3月4日に双葉町の避難指示解除準備区域の避難指示が解除され、避難指示解除準備区域については全て避難指示が解除された。

ア 主要道路における通過交通

イ 住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）

ウ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）

エ 復旧・復興に不可欠な区域内の事業所の再開又は新設を伴う事業（金融機関、廃棄物処理、ガソリンスタンド等）

オ 復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業（小規模小売店、食堂、診療所等については、防災・防犯等に留意することを前提に、市町村長の判断のもとで事業ができるとされている。）

カ 製造業等居住者を対象としない事業

キ 営農・営林

ク 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本区域内での宿泊者（特例宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、避難指示解除準備区域内ではできないとされている。

なお、立入りに当たってはスクリーニングや線量管理等は原則として義務付けられていない（以上、乙D共88の3頁参照）。

(2) 居住制限区域

居住制限区域においては、以下の活動を行うことができる（ただし、一定の行政上の手続きを必要とする場合がある。）。なお、第1で述べたとおり、平成31年4月10日に大熊町の居住制限区域の避難指示が解除され、居住制限区域については全て避難指示が解除された。

ア 主要道路における通過交通

イ 住民の方の一時的な帰宅（特例宿泊等の場合を除き、原則として宿泊はできない。）

ウ 公益を目的とした立入り（除染、防災・防犯、公的インフラの復旧、農地の保全管理等）

エ 復旧・復興に不可欠な事業、復旧・復興作業に携わる事業者や一時帰宅者等を対象とした事業、製造業等居住者を対象としない事業、営農のうち、別途の手続きによって例外的に認められたもの

オ 上記の諸活動に付随する又は準じる作業の実施のための立入り（事業者による復旧・復興に向けた資機材の保守・修繕や荷物の運搬、住居等の修繕等工事を目的とした立入り等）

他方、本区域内での宿泊（特例宿泊等の場合を除く。）、本区域外からの集客を主とする事業（本区域外からの集客を主とする宿泊業、観光業等）及び本区域内での宿泊者（特例宿泊等の場合を除く。）の存在を前提に実施される事業については、居住制限区域内ではできないとされている。

なお、居住制限区域においても、立入りに当たってはスクリーニングや線量管理等は原則として義務付けられていないが、居住制限区域においては、年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがある地域もあることから、そのような地域では、不要不急の立入は控え、用事が終わったら速やかに退出するよう呼びかけられている（以上、乙D共88の4頁参照）。

(3) 帰還困難区域

帰還困難区域においては、住民の方々に対して避難の徹底を求める区域とされているが、例外的に、住民の方の意向に配慮した形で一時立入りが可能であるとされている（引越業者や修繕等業者の帯同も可能。）。また、一定の要件に該当する場合は指定された帰還困難区域内の道路を通過することができ、さらに、復旧・復興に不可欠な事業であって別途の手続きにより認められたものを実施することができるものとされている（ただし、一定の行政上の手続きが必要とされている。）（以上、乙D共88の5頁参照）。

第3 浪江町¹

1 避難指示区域の指定状況

浪江町は、全域が避難指示区域に指定され、大字請戸、同中浜等の全ての区域が避難指示解除準備区域に、大字牛渡、同樋渡等の全ての区域が居住制限区域に、大字酒井、同大堀等の全ての区域が帰還困難区域に、それぞれ指定されていた（乙D共765・27～28頁）。その後、平成29年3月31日に、帰還困難区域を除く避難指示区域（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）が解除された（乙D共766）。

世帯番号18が本件事故当時に居住していた地域は、平成29年3月31日に避難指示が解除された。

2 特定復興再生拠点区域の設定

浪江町は、平成29年12月22日付けで福島復興再生特別措置法17条の2に基づき「浪江町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受け、令和5年

¹ 浪江町については、被告東京電力準備書面（9）参照。

を目標時期として避難指示解除を目指し、帰還困難区域の一部に特定復興再生拠点区域（避難指示を解除して居住を可能にし、復興再生の拠点とされた区域）を設けている（乙D共767）。その後、浪江町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域は、令和5年3月31日に避難指示が解除された（乙D共768）。

原告番号3-2及び同3-3の本件事故時自宅は、浪江町の特定復興再生拠点区域に所在していたところ、令和5年3月31日に避難指示が解除された（乙D共769）。

3 空間放射線量の状況

福島民報紙によれば、平成29年3月2日の空間線量率は、帰還困難区域に所在する「小丸多目的集会場」の10.01マイクロシーベルト／時が最高値であり、「大字請戸集会所」の0.06マイクロシーベルト／時が最低値となっている。世帯番号18の本件事故時自宅に近い浪江町役場が所在する幾世橋周辺地区では、0.1マイクロシーベルト／時前後又はそれ以下の線量となっている。

その後、福島県による環境放射能測定結果によれば、令和元年7月31日における空間線量率は、最高値が「小丸多目的集会場」の8.09マイクロシーベルト／時である。また、測定地点のうち、3分の2以上が1マイクロシーベルト／時を下回っている（乙D共770）。

原告番号3-2及び同3-3の本件事故時自宅のあった場所からも近く、令和5年3月31日までは特定復興再生拠点区域であった津島集会所の同年4月1日の空間放射線率は、0.18マイクロシーベルト／時と0.23マイクロシーベルト／時（積算年間1ミリシーベルト）を下回っている（乙D共771・37頁）。

4 除染の状況

平成29年3月に帰還困難区域を除く区域の面的除染が終了している（乙D共

772)。

また、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域については、平成30年5月30日から除染に着工し、令和5年4月頃には概ね完了している(乙D共773～775)。

5 活動再開の状況

浪江町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は、平成29年3月31日に解除され、以下のとおり事業活動を含む活動が再開されている。

ア 平成29年2月時点で、浪江町内において、事業を再開している事業所は、平成26年8月27日に営業を再開したコンビニエンスストアを含めて、49事業所に上る(乙D共776・11頁)。更に、平成30年12月時点で、事業を再開している事業所は、126事業所に上り、その業種は、宿泊業、飲食業、卸売業、小売業、建設業、サービス業など多岐にわたる(乙D共777・12頁、乙D共778)。

イ 東邦銀行の窓口・ATM搭載車「とうほう・みんなの移動店舗」が浪江町内で営業を開始しており、新規口座開設や定期預金の取引等幅広い金融サービスを利用することができる(乙D共231・7頁)。更に、平成31年2月6日の時点においては、浪江町内において、金融業として、あぶくま信用金庫浪江支店、東邦銀行浪江支店・双葉支店及び福島さくら農業協同組合浪江支店が開設している(乙D共778)。

ウ 平成28年10月27日には、役場敷地内に仮設商業施設(10店舗)がオープンし、平成29年1月14・15日には同施設でイベント「まるしえの日」が開催され、約300人が来場し盛況を見せている(乙D共231・20頁)。

また、令和元年7月14日に、スーパーのイオン浪江店が開店し、生鮮食料品、日用品、医療品を取りそろえ、1日あたり1000～1500人、年間約45万人の来店が見込まれている(乙D共779)。

- エ さらに企業誘致の取組として、浪江町は、南（大平山）・北（北幾世橋）における産業団地の整備基本計画が検討されている（乙D共776・11頁）。その後、令和元年4月15日に浪江町内の棚塩地区において棚塩産業団地整備事業が起工した、ここでは、福島イノベーション・コースト構想に関連する企業の誘致が進められており、また、福島ロボットテストフィールド滑走路及び大規模水素製造拠点施設の整備が計画されている（乙D共780）。
- オ 農業に関しては、平成26年より水稻の実証栽培を開始、全量全袋検査ですべて基準値以下という結果を得ており、平成27年より販売を開始している。花卉についても平成26年より実証栽培を開始し、トルコギキョウやリンドウを市場出荷している（乙D共776・12頁）。
- カ 漁業に関しても、南相馬市の真野川漁港に係船している請戸地区（浪江町、南相馬市小高区）の漁船26隻が、平成29年2月25日、浪江町の請戸漁港に戻る予定である（乙D共781）。
- キ 交通面では、JR常磐線は平成29年4月1日に浪江と仙台間で再開し、令和2年3月14日に全線開通した（乙D共782）。また、常磐自動車道も全線開通している（乙D共777）。また、平成29年4月にデマンドタクシーが運行を開始し、平成30年4月には、南相馬―浪江間巡回バス、本宮―二本松間シャトルバスが運行を開始した（乙D共783）。
- ク 医療面では、平成29年3月、浪江診療所が開設された（乙D共777・14頁）。
- ケ 教育面では、平成30年4月、幼保連携型認定こども園浪江にじいろこども園が開園し（乙D共783）、なみえ創成小学校・中学校が開校した（乙D共784）。
- コ 浪江町内において、平成29年8月には「なみえの夏まつり」が開催され、2千人が来場し、また、平成29年11月には十日市祭が開催され、3万人が来場している（乙D共785、786）。

第4 富岡町²

1 避難指示区域の指定状況

富岡町は、全域が避難指示区域に指定され、仏浜行政区、栄町行政区等の全ての区域、上郡行政区等の一部の区域が避難指示解除準備区域に、小浜行政区、中央行政区等の全ての区域、新夜ノ森行政区等の一部の区域が居住制限区域に、小良ヶ浜行政区、夜の森駅前北行政区等の全ての区域、新夜ノ森行政区等の一部の区域が帰還困難区域に、それぞれ指定されていたが（乙D共765・3～22頁）、平成29年4月1日に、帰還困難区域を除く避難指示区域（居住制限区域及び避難指示解除準備区域）が解除された（乙D共787）。

世帯番号81番が本件事故当時に居住していた地域は、平成29年4月1日に避難指示が解除された。

2 特定復興再生拠点区域の設定

富岡町は、平成30年3月9日付けで福島復興再生特別措置法17条の2に基づき「富岡町特定復興再生拠点区域復興再生計画」の認定を受けた。同計画は、帰還困難区域についての避難指示解除を目指すとともに、帰還困難区域の一部に特定復興再生拠点区域（避難指示を解除して居住を可能にし、復興再生の拠点とされた区域）を設けており、具体的には、令和元年末頃までにJR常磐線夜ノ森駅周辺の一部区域の避難指示解除、令和5年春頃までに特定復興再生拠点区域全域の避難指示解除を目指すものである（乙D共788）。

その後、富岡町において設定された帰還困難区域のうち特定復興再生拠点区域は、令和2年3月10日、令和5年4月1日、令和5年11月30日に、順次、

² 富岡町については、被告東京電力準備書面（9）参照。

避難指示が解除された（乙D共787、789、790）。

3 空間放射線量の状況

福島民報紙によれば、平成29年3月2日の空間線量率は、帰還困難区域に所在する「夜の森駅前北集会所」の1.87マイクロシーベルト／時が最高値であり、世帯番号81番の本件事故時自宅に近い「仏浜集会所」の0.06マイクロシーベルト／時が最低値となっている。1マイクロシーベルト／時を下回っている測定地点が34地点中29地点となっている（乙D共791）。

その後、福島県による環境放射能測定結果によれば、令和元年7月31日における空間線量率は、最高値が「夜の森駅前北集会所」及び「小良ヶ浜多目的集会所」の1.36マイクロシーベルト／時であり低減している。また、1マイクロシーベルト／時を下回っている測定地点は、32地点中、「夜の森駅前北集会所」「小良ヶ浜多目的集会所」「新田多目的集会所」の3地点を除く29地点となっている（乙D共770）。

4 除染の状況

平成29年1月に帰還困難区域を除く区域の面的除染が終了している。

また、帰還困難区域内の特定復興再生拠点区域については、平成30年7月6日から除染に着工し、令和5年5月末日までに除染を完了させる計画となっている（乙D共773）。

5 活動再開の状況

富岡町の居住制限区域及び避難指示解除準備区域は、平成29年4月1日に解除され、以下のように事業活動が活発化している。

ア 平成28年11月25日には富岡町内の総合商業施設である「さくらモールとみおか」が先行開業し、ホームセンター（ダイユーエイト）や地元の飲食3

店舗、東邦銀行のＡＴＭが開業している。

その後、さくらモールとみおかは、平成２９年３月３０日に、全面的に開設（グランドオープン）をし、平成３１年４月時点において、テナントとして、①スーパーマーケット（ヨークベニマル）、②ドラッグストア（ツルハドラッグ）、③ホームセンター（ダイユーエイト）を備え、上記の各店舗は、年中無休で、毎日午後７時まで営業している。また、フードコーナー内には３つの飲食店が開店し、施設内には５台のＡＴＭが設置されている。同施設は、敷地内に３３４台分の無料の駐車場を有する。

来場者数は、開設後から約１年後の平成３０年４、５月には前年同月比約３割増しと、右肩上がりに増えており、平成３０年６月２４日において、累計の来場者数は１００万人を超えている（以上、乙Ｄ共２３６の５、７９２、７９３）。

また、富岡町では、ガソリンスタンドやコンビニエンスストアの再開・新設、富岡駅前のホテル建設をはじめとする民間の動きも活発となり（乙Ｄ共２３６の２・２頁）、平成３０年１２月１日時点で、複数の飲食店やコンビニエンスストア、ガソリンスタンド、４つの金融機関（東邦銀行、福島銀行、大東銀行、あぶくま信用金庫）等が営業を再開している（乙Ｄ共７９４、７９５・７頁）。

イ 医療面については、平成２８年１０月にとみおか診療所が開所しており（乙Ｄ共２３６の１・２７頁）、平成２９年４月からは診療体制・診療日数が充実した（乙Ｄ共２３６の３・１０頁）。同じく平成２９年４月からは富岡中央医院が再開している（乙Ｄ共７９４）。

また、平成３０年４月には、福島県ふたば医療センター附属病院が福島県立の救急医療病院として開設され、福島県立医科大学の全面的なバックアップの下で、同年４月２３日より診療を開始している。診療科として救急科及び内科を備えるとともに、２４時間３６５日体制で救急医療の提供を行っている。病床数は３０床（全室個室）であり、医療スタッフとして、医師、看護師、薬剤

師、診療放射線技師、臨床検査技師、理学療法士、作業療法士、管理栄養士が在籍している。また、本病院の施設、設備として、初療室、救急治療手術室、除染室、ヘリポートなどを備えている。また、地域の医療機関からの依頼により、訪問診療及び訪問看護を行い、在宅診療も実施している（以上、乙D共796、797）。更に、高度な医療や専門医療が必要な場合には、適切な病院に多目的医療用ヘリ（ドクターヘリ）で搬送することとしており、平成30年10月29日から運航を開始している。ヘリによる搬送を行うことにより搬送に要する時間は、福島市・郡山市まで18～20分、いわき市・南相馬市まで11～12分と大幅に短縮でき（救急車の場合には、福島市・郡山市まで100～120分、いわき市・南相馬市まで60～80分程度を要する。）、患者の重症化防止や移動中の負担軽減を図ることが期待されている（乙D共797）。

本病院の受診者数は、平成30年5月が156人、同年7月が262人と増え、診療が開始された平成30年4月23日から同年7月末までの約3か月強で合計622人に上っており、また、本病院の開院により、双葉郡において、平成30年は双葉群内での救急搬送の割合が56.7%となり、本件事故以前である平成22年の同割合である63.0%に近づいたこと、同群内の搬送先は患者135人のうち120人が本病院であり、管内救急搬送に成果が出ている（乙D共798）。

ウ 社会福祉協議会（総合福祉センター）も平成29年4月に再開している（乙D共794）。その他、富岡町においても、防犯灯の電球の交換や陥没箇所の補修、交通の妨げとなる樹木の伐採などの取組が加速してきている状況にある（乙D共236の1・2～3頁）。

エ さらに、災害公営住宅第1期分50戸の入居抽選や第2期分100戸程度の設置決定もなされ、災害公営住宅については、曲田第1団地（64戸）は平成29年4月に、曲田第2団地（40戸）は平成29年8月に、栄町団地（50戸）は平成30年1月に、それぞれ入居を開始している（乙D共795・9

頁)。

また、役場機能回復工事も平成29年2月中には概ね完了し、同年3月から富岡町庁舎で業務を再開している(乙D共794)。

オ 総合体育館や「学びの森」が復旧し、いずれも平成29年4月3日から使用再開となっている。また、富岡町総合スポーツセンターも除染作業が行われ、新しい人工芝が張られ、平成29年4月3日から使用再開となっている(乙D共236の2・18～19頁、乙D共799、800)。

カ 帰還後の農業再開についても、内閣府において営農再開のための様々な支援を準備しており、また、富岡町も町内での営農再開や新たに農業を始める方に対する「富岡町農業アクションプラン」が平成29年2月に策定され、これまでの試験栽培等の結果を公表しながら、営農再開を支援するという状況にある(乙D共238・6頁、乙D共236の3) また、富岡町は、町内で農業を行うにあたり、平成29年4月1日以降に農業用施設の設置や農業用機械を購入した場合には、費用の一部を補助する支援事業を行っている(乙D共801)。

キ 交通に関しては、平成29年4月からのいわき～富岡間及び復興拠点内循環のバス運行に係る新常磐交通株式会社との協定締結も行われた。その後、JR常磐線富岡駅・竜田駅間が平成29年10月21日に再開通し、同線富岡駅・浪江駅間が令和2年3月14日に再開通した。さらに、富岡駅・いわき駅間及び富岡・川内間の路線バスや町内循環バスが運行されており、路線バス運行エリア外ではデマンドバス「さくら号」が運行している(乙D共794、795・9頁)。

ク 教育面では、福島県富岡町立の2つの小学校と2つの中学校が集約される形で、福島県双葉郡富岡町立富岡町小中学校が平成30年4月に再開されている。平成30年10月の時点で生徒数は小学生14人、中学生6人の合計20人、教員数は13人である。また、平成31年4月に小学生1人と中学生9人の新入生が入学している。また、富岡町小中学校には、学校と地域をつなぐコーデ

ィネーターが5人おり、学校1階ホールで町民対象の手芸教室が企画されたり、児童向けに朗読や劇の指導をする表現塾が校舎内で開催されたりしている。(以上、乙D共802～805)。

また、平成31年4月には、認定こども園「にこにここども園」が再開している(乙D共806・7頁)。

ケ 平成29年9月30日には、双葉郡8町村の交流イベントである「ふたばワールド2017 in とみおか」が開催され、およそ1万300人が来場し、平成30年4月14日及び15日には「富岡町桜まつり2018」が開催され、およそ1300人が来場し、同年8月14日には「富岡町夏祭り2018」が開催され、およそ350人が来場し、同月15日には、8年ぶりに「麓山の火祭り」が再開し、およそ500人が来場し、同年11月10日及び11日には「えびす講市」が開催され、およそ1万人が来場している(乙D共795・12～13頁)。さらに、平成31年4月6日及び7日に開催された「富岡桜まつり2019」には、およそ5500人が来場し、ステージイベント、郷土芸能やよさこいなどの多彩なプログラムで賑わっている(乙D共806・2～5頁)。

第5 米の作付等の状況

避難指示区域内における米の作付等については、農林水産省の定めた「米の作付等に関する方針」(乙D共89の1・2枚目)において、(ア)帰還困難区域においては、稲の作付・営農を行うことはできないとされ(作付制限)、(イ)居住制限区域においては、一般の生産者の作付けはできないが、可能な範囲で除染後農地の保全管理や市町村の管理下での試験栽培を行うものとされ(農地保全・試験栽培)、(ウ)避難指示解除準備区域においては、営農の再開が可能であり、農地の除染等の状況に応じ、県及び市町村が管理計画を策定し、作付再開に向けた実証栽培等を行うことができるものとされ(作付再開準備)、(エ)避難指示

区域外で、前年が作付再開準備の地域及び前年産米で基準値超過が検出された地域においては、県及び市町村が管理計画を策定し、吸収抑制対策を徹底した上で地域の米の全量を管理し、全袋検査を行うものとされている(全量生産出荷管理)。

平成28年産米の作付については、富岡町及び大熊町の居住制限区域、大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域において、上記(イ)の農地保全・試験栽培の実施が行われ、また、南相馬市、川俣町、富岡町、川内村、浪江町、葛尾村及び飯館村の各避難指示解除準備区域、南相馬市、川俣町、浪江町、葛尾村及び飯館村の各居住制限区域においては、上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階とされた。さらに、楡葉町において、上記(エ)の全量生産出荷管理が行われた。川内村内の旧避難指示解除準備区域(平成26年10月1日に避難指示が解除された)においては、平成27年に(エ)の全量生産出荷管理を行い、平成28年には特段の制限なく出荷が行われている(以上、乙D共89の2)。

平成29年度米の作付については、平成28年度米の作付けと比較して、富岡町の居住制限区域が上記(イ)農地保全・試験栽培から上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階に、南相馬市、川内村、葛尾村及び飯館村の避難指示を解除された区域が、上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階から上記(エ)の全量生産出荷管理の段階に緩和された。

平成30年度米の作付については、平成29年度米の作付けと比較して、大熊町の居住制限区域が、上記(イ)農地保全・試験栽培から上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階に、川俣町、富岡町及び浪江町の避難指示を解除された区域が、上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階から上記(エ)の全量生産出荷管理の段階に緩和された(乙D共807、808)。

平成31年度米の作付けについては、大熊町及び双葉町の避難指示解除準備区域において、上記(イ)の農地保全・試験栽培の実施が行われ、また、大熊町の居住制限区域においては、上記(ウ)の実証栽培等による作付再開準備の段階となされ、上記(エ)の全量生産出荷管理が行われている区域はない。

したがって、帰還困難区域と大熊町及び双葉町以外においては、米作付けについて何ら制限はなされていない状況にある（乙D共809、810）。

第6 結論

以上のとおり、原告らのうち、帰還困難区域、居住制限区域及び避難指示等解除準備区域に本件事故時点で居住していた原告らについては、居住していた区域はいずれも避難指示が解除され、空間放射線量も十分に低減し、除染もほぼ完了し、そのために医療機関の再開など多くの人が当該区域において活動を再開させており、米の作付けについても何ら制限がないなど、居住に支障が無い状況になっている。

原告らが関西などでの居住を継続するとしても、現在の生活環境が安定しているなどの理由によるものであり、放射線被ばくを怖れたものではない、あるいはおそれたとしても一般人を基準として合理的な不安であるとはいえないから、現在の居住状況を選択するとしても本件事故との間に相当因果関係が認められるものではなく、原告らについて被告東京電力の既払金を超える損害が発生するものではない。

以 上